

# 涌谷町国際化協会規約

(目的)

第1条 国際交流を通じて広く教育、文化、経済、福祉等の交流を行うとともに、国際理解活動を通じて、海外諸国との理解と信頼を深めながら、行政と協働で国際感覚豊かな町民と国際性豊かな町づくりの推進に寄与する。

(名称)

第2条 本会は涌谷町国際化協会(W I A (Wakuya International Association))という。

(事務所)

第3条 本会の事務所は涌谷町役場企画財政課内に置く。

(事業)

第4条 本会は目的達成のため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国際交流訪問団派遣事業
- (2) 国際理解事業
- (3) 教育、文化、芸術及び産業、経済福祉等の相互交換
- (4) 情報及び資料の作成、収集、提供
- (5) 町の国際交流事業への協力
- (6) その他目的達成に必要な事業

2 会員の事業参加料の割引の有無については、理事会で事業ごとに協議し決定する。

(組織)

第5条 本会は目的に賛同する団体、個人および学生会員(中学生以上)をもって組織する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 9名以内
- (4) 監事 2名
- (5) 会計 1名

2 本会に顧問若干名を置くことができる。

(役員を選任)

第7条 会長、副会長及び理事、監事は団体および個人会員の中から総会において選出する。

2 顧問は総会において推戴する。

(事務局)

第8条 事務局に事務局長及び庶務を置く。

(役員の仕事)

第9条 会長は本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は理事会に出席し、会務の決定に参加する。

4 監事は会計を監査する。

5 会計は本会の通帳を管理する。

6 顧問は必要に応じ理事会に出席し、本会の運営について提言することができる。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 本会の会議は総会、理事会とする。

(総会)

第12条 総会は、団体および個人会員が出席し、次の事項を審議する。

(1) 予算及び決算に関する事項

(2) 事業計画及び事業報告に関する事項

(3) 役員選任

(4) 規約の制定及び改廃

(5) その他会務運営に関する重要事項

2 定例総会は毎年1回開催するものとし、会長がこれを招集する。

3 会長は、理事会の承認を得て、臨時に総会を招集することができる。

4 総会の議長は、会長または会長が指名するものが当る。

5 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(理事会)

第13条 理事会は会長、副会長、理事をもって組織し、必要に応じ会長が招集する。

2 理事会は次の事項を審議する。

(1) 総会の議決を経た事業、予算の執行および参加料に関する事

(2) 総会に付議すべき事項

(3) 総会の議決を要しない事項の執行、その他会長が必要と認めた事項

(会計)

第14条 本会の経費は次に掲げるものをもって充てる。

(1) 会費

(2) 補助金

(3) 寄付金

(4) その他の収入

2 前項第1号の会費は次のとおりとし、総会時に納入する。

(1) 団体会員 年額 5,000円

(2) 個人会員 年額 1,000円

(3) 学生会員(中学生以上) 500円

3 会員が2年間にわたり会費を納入しない場合は、退会の意思表示と見なす。

4 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規約は、平成11年7月1日から施行する。

附則

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成14年4月1日から施行する

附則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年7月1日から施行する。